

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

・無形固定資産

定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する

宮崎県民間社会福祉施設等従事職員の事業主負担分掛金を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金－常勤職員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間が当期に

帰属する支給見込額を計上するものとする。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び中小企業退職金共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業、公共事業及び収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は複数拠点を有していないため作成していない。
- (4) ひかり園拠点区分における計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (5) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3㉔）は省略している。
- (6) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3㉕）
- (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア ひかり園拠点区分（社会福祉事業）

「本部」

「ひかり園」

「生活介護いちょう」

「訪問看護ステーション光」

「ひかりこども相談室」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	134,808,800	0	0	134,808,800
建物	54,963,313	0	5,280,123	49,683,190
合 計	189,772,113	0	5,280,123	184,491,990

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	138,417,359	88,734,169	49,683,190
小 計	138,417,359	88,734,169	49,683,190
その他の固定資産			
建物	391,970	391,968	2
構築物	6,183,525	4,810,577	1,372,948
車輛運搬具	12,484,056	11,900,983	583,073
器具及び備品	8,840,935	7,648,295	1,192,640
小 計	27,900,486	24,751,823	3,148,663
合 計	166,317,845	113,485,992	52,831,853

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし